

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
0201		牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)									
020110	000	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	(50%)			38.5%				KG
020120	000	その他の骨付き肉	(50%)	(50%)			38.5%		4分体のもの で、附属書 I 第2節注 釈1に定める 関税割当数量 以内のもの の 無税		KG
020130		骨付きでない肉	(50%)	(50%)			38.5%		附属書 I 第 2節注釈1に 定める関税 割当数量以 内のもの 無 税		
	010	-ロインのもの									KG
	020	-かた、うて及びもものもの									KG
	030	-ばらのもの									KG
	090	-その他のもの									KG
0202		牛の肉(冷凍したものに限る。)									
020210	000	枝肉及び半丸枝肉	(50%)	(50%)			38.5%				KG
020220	000	その他の骨付き肉	(50%)	(50%)			38.5%		附属書 I 第 2節注釈1に 定める関税 割当数量以 内のもの 無 税		KG
020230		骨付きでない肉	(50%)	(50%)			38.5%		附属書 I 第 2節注釈1に 定める関税 割当数量以 内のもの 無 税		
	010	-ロインのもの									KG
	020	-かた、うて及びもものもの									KG
	030	-ばらのもの									KG
	090	-その他のもの									KG
0203		豚の肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)									
		生鮮のもの及び冷蔵したもの									
020311		枝肉及び半丸枝肉									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG
		2その他のもの	(5%)								
	020	*[1]課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格(枝肉に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第2項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。))から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		(361円/kg)			361円/kg				KG
	030	*[2]課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格(枝肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[3]に定める率(例えば、4.9%の場合は0.049)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		(361円/kg)			1キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	040	*[3]課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%				KG
020312		骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
		2その他のもの	(5%)						課税価格が 53.53円/kg 以下のもの 482円/kg 課税価格が 53.53円/kgを 超え、535.53 円を1.022で 除して得た 額以下のもの 535.53円 /kgと課税価 格との差額 課税価格が 535.53円/kg を1.022で除 して得た額を 超えるもの 2.2%		
	023	*[1]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格(部分肉に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第3項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。))から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。)以下のもの		(482円/kg)			482円/kg				KG
	021	*[2]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格(部分肉に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[3]に定める率(例えば、4.9%の場合は0.049)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項及び第02.06項において同じ。)以下のもの		(482円/kg)			1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	022	*[3]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%				KG
020319		その他のもの									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG
		2その他のもの	(5%)								
	023	*[1]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円/kg)			482円/kg		附属書 I 第2節注釈2Iに定める関税割当数量以内のもの(次の関税率)課税価格が53.53円/kg以下のもの482円/kg課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円を1.022で除して得た額以下のもの535.53円/kgと課税価格との差額課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるもの2.2%		KG

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
	021	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円/kg)			1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	022	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%				KG
		冷凍したもの									
020321		枝肉及び半丸枝肉									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG
		2その他のもの	(5%)								
	020	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(361円/kg)			361円/kg				KG
	030	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る従量税適用限度価格を超え、枝肉に係る分岐点価格以下のもの		(361円/kg)			1キログラムにつき枝肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	040	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、枝肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%				KG
020322		骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG
		2その他のもの	(5%)						附属書 I 第2節注釈2I 定める関税割当数量以内のもの(次の関税率) 課税価格が53.53円/kg以下のもの 482円/kg 課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円を1.022で除して得た額以下のもの 535.53円/kgと課税価格との差額 課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるもの 2.2%		
	023	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円/kg)			482円/kg				KG
	021	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円/kg)			1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	022	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%				KG
020329		その他のもの									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
		2その他のもの	(5%)						附属書 I 第2節注釈2い定める関税割当数量以内のもの(次の関税率)課税価格が53.53円/kg以下のもの482円/kg課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円を1.022で除して得た額以下のもの535.53円/kgと課税価格との差額課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるもの2.2%		
	023	*〔1〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円/kg)			482円/kg				KG
	021	*〔2〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円/kg)			1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	022	*〔3〕課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%				KG
0204		羊又はやぎの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)						A			
020410	000	子羊の枝肉及び半丸枝肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	(無税)					0.0%		KG
		その他の羊の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)									
020421	000	枝肉及び半丸枝肉	無税	(無税)					0.0%		KG
020422	000	その他の骨付き肉	無税	(無税)					0.0%		KG
020423	000	骨付きでない肉	無税	(無税)					0.0%		KG
020430	000	子羊の枝肉及び半丸枝肉(冷凍したものに限る。)	無税	(無税)					0.0%		KG
		その他の羊の肉(冷凍したものに限る。)									
020441	000	枝肉及び半丸枝肉	無税	(無税)					0.0%		KG
020442	000	その他の骨付き肉	無税	(無税)					0.0%		KG
020443	000	骨付きでない肉	無税	(無税)					0.0%		KG
020450	000	やぎの肉	無税	(無税)					0.0%		KG
0205											
020500	000	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)	無税	(無税)				A	0.0%		KG
0206		食用のくず肉(牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)									
020610		牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)									
	020	1ほほ肉及び頭肉	50%	(50%)							KG
		2その他のもの									
	010	(1)臓器及び舌	15%	12.8%					0.0%		KG
	090	(2)その他のもの	25%	21.3%							KG
		牛のもの(冷凍したものに限る。)									
020621	000	舌	15%	12.8%					0.0%		KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
020622	000	肝臓	15%	12.8%					0.0%		KG
020629		その他のもの									
	020	1ほほ肉及び頭肉	50%	(50%)					0.0%		KG
		2その他のもの									
	010	(1)臓器	15%	12.8%					0.0%		KG
	090	(2)その他のもの	25%	21.3%					0.0%		KG
020630		豚のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG
		2その他のもの									
	091	(1)臓器	10%	8.5%	4.3%	無税					KG
		(2)その他のもの	(5%)								
	093	*[1]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円/kg)			482円/kg				KG
	092	*[2]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円/kg)			1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	099	*[3]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%				KG
		豚のもの(冷凍したものに限る。)									
020641		肝臓									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG
	090	2その他のもの	10%	8.5%	4.3%	無税					KG
020649		その他のもの									
	010	1いのししのもの	無税	(無税)				A	0.0%		KG
		2その他のもの									
	091	(1)臓器	10%	8.5%	4.3%	無税			4.3%		KG
		(2)その他のもの	(5%)						附属書 I 第2節注釈21定める関税割当数量以内のもの(次の関税率)課税価格が53.53円/kg以下のもの482円/kg課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円を1.022で除して得た額以下のもの535.53円/kgと課税価格との差額課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるもの2.2%		
	093	*[1]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格以下のもの		(482円/kg)			482円/kg				KG
	092	*[2]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る従量税適用限度価格を超え、部分肉に係る分岐点価格以下のもの		(482円/kg)			1キログラムにつき部分肉に係る基準輸入価格と課税価格との差額				KG
	099	*[3]課税価格が1キログラムにつき、部分肉に係る分岐点価格を超えるもの		(4.3%)			4.3%				KG

番号	統計細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
020680	000	その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	無税	(無税)				A	0.0%		KG
020690	000	その他のもの(冷凍したものに限る。)	無税	(無税)				A	0.0%		KG
0207		肉及び食用のくず肉で、第01.05項の家きんのもの(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)									
		鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの									
020711	000	分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	14%	11.9%					附属書 I 第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 無税		KG
020712	000	分割してないもの(冷凍したものに限る。)	14%	11.9%					附属書 I 第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 無税		KG
020713		分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)							附属書 I 第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 無税		
	100	1骨付きのもの	20%	8.5%							KG
	200	2その他のもの	12%	11.9%							KG
020714		分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)									
	100	1肝臓	10%	3%	無税						KG
		2その他のもの							附属書 I 第2節注釈4に定める関税割当数量以内のもの 無税		
	210	(1)骨付きのもの	20%	8.5%							KG
	220	(2)その他のもの	12%	11.9%							KG
		七面鳥のもの									
020724	000	分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	5%	3%	無税				0.0%		KG
020725	000	分割してないもの(冷凍したものに限る。)	5%	3%	無税				0.0%		KG
020726	000	分割したもの及びくずのもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	5%	3%	無税				0.0%		KG
020727		分割したもの及びくずのもの(冷凍したものに限る。)		3%							
	100	1肝臓	10%		無税						KG
	200	2その他のもの	5%		無税				0.0%		KG
		あひる、がちょう又はほろほろ鳥のもの									
020732		分割してないもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		9.6%							
	100	1あひるのもの	10%			無税					KG
	200	2その他のもの	12.5%		4.8%	無税					KG
020733		分割してないもの(冷凍したものに限る。)		9.6%							
	100	1あひるのもの	10%		4.8%	無税					KG
	200	2その他のもの	12.5%		4.8%	無税					KG
020734	000	脂肪質の肝臓(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)	5%	3%	無税						KG
020735		その他のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)		9.6%							
	100	1あひるのもの	10%			無税					KG
	200	2その他のもの	12.5%		4.8%	無税					KG
020736		その他のもの(冷凍したものに限る。)									
	100	1肝臓	10%	3%	無税						KG
		2その他のもの		9.6%							
	210	(1)あひるのもの	10%		4.8%	無税					KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
	220	(2)その他のもの	12.5%		4.8%	無税					KG
0208		その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。)						A			
020810	000	うさぎのもの	無税	(無税)					0.0%		KG
020820	000	かえるの脚	無税	(無税)					0.0%		KG
020830	000	霊長類のもの	無税	(無税)					0.0%		KG
020840		くじら目のもの及び海牛目のもの	無税								
	011	くじらのもの		(無税)					0.0%		KG
	019	その他のもの		(無税)					0.0%		KG
020850	000	爬虫類のもの	無税	(無税)					0.0%		KG
020890	000	その他のもの	無税	(無税)					0.0%		KG
0209											
020900	000	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪(溶出その他の方法で抽出していないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)	10%	6%	3%	無税			0.0%		KG
0210		肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール									
		豚の肉									
021011		骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る。)	(10%)								
	010	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格(豚肉加工品に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第4項第1号に定める価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。))を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[2]に定める率(例えば、9.8%の場合は0.098)に0.6を加えた数で除し、これに1.5を乗じて得た価格をいう。以下この項及び第16.02項において同じ。)以下のもの		(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額				KG
	020	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%				KG

附属書 I 第2節注釈2に定める関税割当数量以内のもの(次の税率)
課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額
課税価格が577.15円/kgを0.643で乗じて得た額を超えるもの4.3%

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特恵	LDC特恵	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
021012		ばら肉及びこれを分割したもの	(10%)						附属書 I 第2節注釈2に定める関税割当数量以内のもの(次の税率) 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの 577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額 課税価格が577.15円/kgを0.643で乗じて得た額を超えるもの 4.3%		
	010	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額				KG
	020	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%				KG
021019		その他のもの	(10%)						附属書 I 第2節注釈2に定める関税割当数量以内のもの(次の税率) 課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のもの 577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額 課税価格が577.15円/kgを0.643で乗じて得た額を超えるもの 4.3%		
	010	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額				KG
	020	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%				KG
021020	000	牛の肉	190円/kg	161.50円/kg							KG

番号	統計 細分	品名	基本	WTO協定	特惠	LDC特惠	暫定	日星協定	日墨協定	単位 I	単位 II
		その他のもの(肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。)									
021091	000	霊長類のもの	7%	4.2%							KG
021092	000	くじら目のもの及び海牛目のもの	7%	4.2%							KG
021093	000	爬虫類のもの	7%	4.2%							KG
021099		その他のもの									
		1豚のもの	(10%)								
	011	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの		(1,035円/kg)			1キログラムにつき豚肉加工品に係る基準輸入価格に1.5を乗じて得た額と課税価格に0.6を乗じて得た額との差額				KG
	019	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの		(8.5%)			8.5%				KG
	020	2牛のもの	190円/kg	161.50円/kg							KG
	090	3その他のもの	7%	4.2%					0.0%		KG